

令和6年度東京都予算等に対する要望書

東京土地家屋調査士会

東 調 業 発 第 15 号
令 和 5 年 11 月 22 日

東京都知事

小 池 百 合 子 様

住 所 東京都千代田区神田三崎町一丁目
2 番 1 0 号 土地家屋調査士会館

団 体 名 東京土地家屋調査士会

代表者名 会長 佐々木 義徳



令和 6 年度東京都予算等に対する要望書

霜月の候、小池都知事におかれましては、ますますご隆盛のこととお喜び申し上げます。平素は、当会の運営につきましてご高配を賜り御礼申し上げます。

この度は、公務ご多忙の折、貴重な機会をいただき、誠にありがとうございます。

標記のことにつきまして、下記のとおり要望いたしますので善処くださいますよう、ご尽力をお願い申し上げます。

記

<要望事項>

1. 貴庁建設局所管の各建設事務所職員の人員配置について

貴庁建設局が所管する都内各建設事務所においては、当会会員が都有地との境界確定業務を申出し、担当職員との打合せ等を行っておりますが、昨今は、職員の減少により境界確定業務が著しく遅延し、当会会員から職員の増員や資質向上に関する苦情が寄せられる事態となっております。

限られた予算での人員配置であることと拝察いたしますが、何卒ご配慮の程、よろしく願いいたします。

2. 道路事業及び街路事業における、用地取得後の土地境界図の備え付けについて

東京都の実施している、道路事業及び街路事業（以下「当該事業」という。）は、都民の生活や活動を支える都市基盤である、道路を整備する大変重要な事業であります。

当該事業を推進するためには、土地所有者及び関係権利者の理解が必要不可欠であり、

これらの者からの協力を得られなければ、用地取得を進めることはできません。

しかしながら、取得後の事業用地（以下「道路用地」という。）と残存する土地（以下「宅地等」という。）との境界について、土地境界図が備え付けられていないことにより、当該事業に理解を示し、協力した土地所有者に不利益が生じております。

土地境界図が備え付けられていないと、東京都より土地境界図の謄本・抄本の証明（以下「境界証明」という。）を受けることができません。

一方で当該事業の完了後、宅地等について都市計画法第29条に定める開発行為の許可を申請する場面や、売買等による土地の取引の場面で境界証明の提出を求められる場合があり、土地利用計画や土地の取引に支障をきたすことがあります。

このような場合、土地所有者が自費で境界確認・確定の申出をする必要がありますが、この申出には、印鑑証明書をはじめ多数の添付書類を必要とし、また現況実測平面図の添付を要することから、測量が必要となり多大な費用と時間が掛かります。

このような依頼を我々土地家屋調査士が受けた際、依頼者より下記のような疑問、質問が多く寄せられます。

- ① 東京都の事業において測量を実施したのに、なぜ再度測量を実施する必要があるのか。
- ② 道路用地は元々自身の土地を分筆して東京都に所有権を移転しており、境界については明らかであるにも関わらず、なぜ改めて自費で境界確認・確定の申出をする必要があるのか。
- ③ なぜ、土地境界図が備え付けられていないのか。

ぜひ、用地取得後の速やかな土地境界図の備え付けを要望いたします。

参考までに、板橋区、中野区、渋谷区、世田谷区、八王子市、調布市、昭島市、三鷹市等の市区町村においては、寄附・買収等で土地を取得した際に、土地境界図を備え付けています。

以 上

令和5年11月22日

東京都知事
小池百合子様

(公社)東京都宅地建物取引業協会
会長 桑原弘光

令和6年度東京都予算等要望書

向寒の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本会は、公益法人として幅広く都民の方々の利益の保護と宅地建物の流通の円滑化を推進する事業を行い、御都をはじめ行政とも日常的に連携・協力して事業を実施しており、一方で、行政へのご要望もその都度させて頂いております。

今般、別紙のとおり、要望書を取りまとめましたので、令和6年度の予算・施策の実施に当たり、実現方につきましてご配慮頂きますよう、宜しく願い申し上げます。

要 望 事 項

1. 区市町村との連携等による空き家利活用に係る諸施策の充実について

東京都では、令和5年3月に、区市町村や民間事業者などの関係者に空き家対策の基本的な考え方を分かりやすく示すため、「東京における空き家施策実施方針」を策定しました。令和5年度からは、この方針を踏まえ、区市町村と連携し空き家の利活用を通じて地域の活性化や移住・定住の促進など地域課題を解決するための取組や活用されていない空き家を東京ささエール住宅など住宅政策の課題解決につながる用途に改修する取組を行う民間事業者等を支援する新規事業を実施しています。

しかしながら、これらの事業は、大変意義のある取組であるにもかかわらず、提案事業者の募集期間が短く、審査等の手続きが煩雑で事業者の選定に時間を要するなど、運用面で改善すべき点があります。今後は、当該事業が利用しやすくなるよう手続きの緩和等の運用面の改善を図るとともに、各地域の実情に応じた先進的な空き家利活用の取組等の裾野が広がるよう、諸施策の充実を図られたい。

また、国においては、居住目的のない空き家が増加し、周囲に悪影響を及ぼす前の空き家の有効活用や適切な管理を総合的に強化する必要性が生じたことから、令和5年6月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が一部改正され、新たに支援法人制度が創設されました。

この制度は、区市町村長がNPO法人等を空家等管理活用支援法人に指定し、当該支援法人により、所有者等への普及啓発や区市町村からの委託を受け、空き家の管理又は活用のために必要な事業等を行うというものです。御都におかれては、こうした新たな制度が十分機能し活用が促進されるよう、区市町村と緊密に連携して支援策に係る仕組みの構築を図られたい。

要 望 事 項

2. 省エネ・再エネ住宅の普及促進に向けた取組について

東京都では、令和12年までに温室効果ガス排出量を50%削減するカーボンハーフの実現に向けて、住宅関係団体と連携して省エネ・再エネ住宅の普及促進を進める「東京都省エネ・再エネ住宅推進プラットフォーム」を令和4年6月に設立し、情報共有や普及啓発のための様々な取組を行っています。

加えて、令和4年12月に東京都環境確保条例が改正され、令和7年4月から、新築住宅等への太陽光発電設備の設置や断熱・省エネ性能の確保等を義務付ける新たな制度（建築物環境報告書制度）が導入されることになり、住宅分野において省エネ・再エネの取組が加速化しています。

また、国においては、建築物省エネ法が改正され、令和7年を目途にすべての新築住宅について、省エネ基準への適用が義務化されるとともに、令和6年4月からは、建築物の販売・賃貸事業者に省エネ性能表示の努力義務が課されます。

売買・賃貸の仲介を行う不動産業者は、省エネ性能表示の努力義務の対象とはなりません。昨今の光熱費の高騰や健康志向などにより、消費者の省エネ・再エネへの関心が高まり、物件紹介時などに説明を求められる機会が増えることが想定されます。

建築物省エネ法をはじめとした省エネ・再エネ関連法令や東京都環境確保条例の改正内容について、当協会の会員企業の理解が深まるよう、普及啓発に力を入れていただき、昨年度と同様に、分かりやすい省エネ・再エネ関連動画等の作成と会員企業を対象としたWeb研修での活用などを実現していただきたい。

さらに、今後、省エネ・再エネ住宅が不動産取引において広く普及していくためには、中古住宅流通市場で環境性能の優れた住宅が適正に評価され、価値として認められることが大切と認識しています。そのため、省エネ・再エネ設備等の付加価値を客観的に評価できる制度や仕組みの構築が不可欠であり、この実現に向けて、御都から国への積極的な働きかけをお願いしたい。

要 望 事 項

3. 「東京こどもすくすく住宅認定制度」の普及促進に向けた支援について

昨今、少子化が急速に進んでおり、誰もが安心して子供を産み育てやすい社会を実現するためには、子育てに適した住宅の供給が急務となっています。

東京都では、従前の認定制度を再構築した新制度「東京こどもすくすく住宅認定制度」を令和5年4月から開始し、併せて、認定住宅の整備費に対する都による直接補助制度を創設して、認定住宅の供給の促進を図っているところです。この新制度の認知度をさらに高め、認定住宅の供給を都内全域に万遍なく普及させていかなければなりません。

一方で、従前の認定制度では、新築住宅における認定実績が太宗を占めていたことから、今後、新制度が幅広く認知され活用されていくためには、既存住宅に対する取組を積極的に進めていくことが不可欠です。本制度は、他の物件との差別化を図り、付加価値を高めるなど、既存賃貸住宅の貸主にとってメリットの大きい制度であり、国においても、こども・子育て政策の強化を打ち出す中で、東京都が率先して子育てに適した住宅の供給を進めることは極めて重要と言えます。

令和5年度に創設された制度を活用した取組が、令和6年度以降もさらに拡大するよう、子育て世帯等のニーズや貸主等の意見も吸い上げながら、十分な支援措置を講ずるとともに、宅建業者を含めたより多くの事業者に対し、本制度の認知度を向上させるための普及啓発活動の強化を図っていただきたい。

要 望 事 項

4. 公益法人制度改革・運用改善への協力について

現在の公益法人制度に移行して、すでに十数年が経過し公益法人を取り巻く状況も大きく変化しています。こうした状況の中、令和4年10月、内閣府の下に有識者会議が設置され、その場で公益認定の基準を始め公益法人制度の見直しについて議論がなされ、制度改革及び運用改善の方向性を示す「最終報告」が令和5年6月に取りまとめられたところです。

この報告書では、現行の収支相償や遊休財産の保有制限等の公益認定の財務基準（財務規律）の問題点に触れ、財務規律を柔軟化する対策を提示したり、公益認定・変更認定等の行政手続の簡素化・合理化に言及するなど、諸課題の解決に向け一歩前進する内容となっていますが、検討が十分とは言えず、また、個別の対応策によっては、運用面で手続等が煩雑となり事務負担が増大する懸念があります。

当協会といたしましては、この有識者会議の「最終報告」を踏まえた今後の国の動向等に注意を払いつつ、長期安定的な公益活動の展開促進と業務遂行上の負担軽減という観点から、以下の3点の要望実現に向けて、御都から国（内閣府）への積極的な働きかけをお願いしたい。

① 公益認定の財務三基準のうち遊休財産保有制限の基準の見直し（財務規律の柔軟化）を行うこと。

有識者会議の「最終報告」において対応策が提示されていますが、保有上限額を超えた場合の取扱いや上限額の算定方法における短期的変動の緩和に焦点が置かれており、結果的に公益法人側の事務負担や責任の増大につながりかねません。

こうした点を考慮すれば、不測の事態に柔軟に対応できる予備的資産の確保や公益目的事業の着実な執行や拡大のために、やはり保有上限額の引き上げが必要であると考えます。以前から要望しているとおり、1年分の公益目的事業費相当額から例えば、3年分の公益目的事業費相当額へ保有上限額を引き上げる等により財務規律の柔軟化を実現していただきたい。

② 公益法人の公益目的事業内容変更時の申請・届出に係る明確な基準（ガイドライン）の整備及び行政庁への定期提出書類の大幅な簡素化を図ること。

公益目的事業の内容を変更するに際し、変更認定申請で対応するのか、変更届でよいのか個別具体的なケースで判断に苦慮するケースが多く、また、変更認定申請手続には、認定申請手続と同程度の手間と時間がかかっており、変更認定申請自体を忌避する原因ともなっています。

これについては、有識者会議の「最終報告」において、変更認定申請手続の柔軟化・迅速化、変更認定事項の届出化などについて言及しています。今後は、変更認

要 望 事 項

定申請や変更届出に係る判断の基礎となる考え方を明示するとともに、具体的な事例を踏まえた類型を整理し、公益法人が外形的に判断できるような明確な基準（ガイドライン）を整備していただきたい。

また、公益法人に関する定期提出書類については、非常に複雑で多種類にわたっており、事務負担が過重となっています。決算書及び事業報告書等の必要書類以外の書類の中には、精査し、工夫すれば減らすことが可能な書類も含まれていると思料いたしますので、業務効率化及び公益目的事業促進などの観点から、行政庁への定期提出書類の大幅な簡素化を図っていただきたい。

③ 公益目的事業の用に供する土地・建物等に係る固定資産税について非課税措置を検討すること。

公益法人については、その行う事業の公益性から、収益事業から生じた所得のみが法人税の課税対象とされ、それ以外の公益目的事業等に係る所得は法人税の課税対象から除外される等の措置が講じられています。

一方、地方税法上においては、図書館、博物館等で直接その用に供している固定資産等に固定資産税の非課税範囲が限定されており、公益法人が所有する土地、建物等の固定資産については、課税対象となっています。

公益法人が所有する土地・建物等については、主に公益目的事業実施のために利用されることが多いのが実情であり、公益法人制度改革の趣旨を踏まえ、地方税においても「民による公益の増進」をさらに進め、公益法人の公益目的事業の用に供する土地・建物等に係る固定資産税の非課税措置を検討していただきたい。

2023年11月22日

東京都知事 小池百合子様

2024年度 東京都の予算編成に関する要望書

東京都学童保育連絡協議会

会長 古橋 正好

東京の学童保育施策の充実に向けて、日頃からご尽力いただき感謝いたします。

2015年4月からの子ども・子育て支援新制度により、市区町村は「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(厚生労働省令第63号。以下、「省令基準」)に基づき、条例で学童保育の基準(「条例基準」)を定めて実施することになりました。さらに2015年3月には学童保育の質の向上と充実のために「放課後児童クラブ運営指針」(以下、「運営指針」)が策定され、市区町村は、この指針を踏まえた実施が求められることとなり、都道府県は、この「運営指針」を踏まえて科目が設定された、放課後児童支援員認定資格研修を行うこととなりました。

しかし、全国的に指導員不足が課題になっているなかで、新制度施行から3年もたたないうちに、一部の地方自治体や地方三団体(全国知事会、全国市長会、全国町村会)から、離職者の多さや人手不足の解消策を「従うべき基準」の廃止や緩和に求める提案がありました。「地方分権の議論の場」で検討され、2019年5月に「第9次地方分権一括法」が成立し、指導員の資格と配置基準が参酌化されました。「第9次地方分権一括法」には「施行後3年」の見直しを行うという附則がありましたが、2023年3月、国は「引き続き参酌すべき基準とする」との結論を出しました。

今年初めの首相の年頭会見でも強調して取り上げられるまでになった学童保育ですが、一方で、「#学童落ちた」がSNSでトレンド入りするなど、そもそも量的に不足しているのが現状です。また、保護者としては塾など教育産業を頼る傾向もあり、そのニーズに応えるように、まるで学習塾のような宣伝文句を掲げながら「学童保育」を名乗る施設も増えています。また、この間のコロナ禍は、学童保育が果たす役割と重要性を社会に認識させた反面、その重要性に見合わない施策の弱さも浮き彫りにさせました。質的な面でも、学童保育を向上させていくと同時に、子どもの「放課後」のあり方、子どもにとって学童保育はなにをすることで、社会的な合意にしていくことが必要な時期に来ています。

こうした情勢を踏まえながら、私たちは、東京の学童保育のさらなる充実と発展とともに、一人ひとりにとって、「子ども時代」の生活と成長発達を保障する場であり続けることを願い、東京都の2024年度の予算編成にあたり、次のことを要望いたします。

1. 自治体、運営者、およびその職員が、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進に努めることを位置づけた「運営指針」への理解を深め、その内容を施策に反映することで、学童保育の充実を図るよう各区に働きかけてください。

2. 指導員の配置や処遇改善について、次のように要望します。

(1)「放課後児童支援員」の資格をもつ指導員が、子どもの保育に必要な準備や日々の保育の振り返りを行う時間が勤務時間内に保障され、かつ常時複数・専任で配置するよう各区に働きかけてください。

- (2) 指導員が安心して働き続けられるために、あわせて指導員不足を解消するために、職務にふさわしい労働条件を構築するよう、各区に働きかけてください。
 - (3) 民間の法人の学童保育指導員が長く働き続けられるよう、国に対して「放課後児童支援員等処遇改善等事業」および「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」のさらなる拡充と財政上の加算を働きかけるとともに各区に対して積極的な活用を働きかけてください。
3. 省令基準第3条の2にあるように、各区には最低基準の向上が求められていることを改めて周知してください。「省令基準」のうち「従うべき基準」（指導員の資格と配置に関する基準）が参酌化されたことにより、各区が条例基準を後退させることがないよう、各区に強く働きかけてください。
 4. 運営を民間に委ねた公設民営の学童保育であっても、各区が実施主体であることを踏まえ、各区における学童保育への理解を改めて高めるとともに、各区が行う事業としての質の確保の観点から、運営においても責任を持つことを強く働きかけてください。
 5. 学童保育と「放課後子ども教室」や「全児童対策事業」を「一体化」として実施している区に対して、国及び都が推進する「一体型」で行い、学童保育に求められる目的・役割を果たすよう強く働きかけてください。
 6. 8月31日に示された、「放課後児童クラブの待機児童の解消等に向けた学校施設の活用等について（通知）」を踏まえた各区の動きに対しては、小学校内に学童保育の専用室を確保しながら、活動等の幅を広げるために、さらにその他の学校施設等も利用しやすくすることにつながるよう、各区及び各区教育委員会へ強く働きかけてください。
 7. 東京都が実施する「放課後児童支援員認定資格研修」（以下、「認定資格研修」）について次のように要望します。
 - (1) 受講を希望するすべての者が受講できるよう、各区の受講状況等を把握し、必要となる受講の機会（必要とされる規模の会場と回数の確保）を保障してください。
 - (2) シラバスを踏まえた具体的な講義内容の設定や研修の実施にあたっては、当連絡協議会と、引き続き連携してください。
 - (3) 「認定資格研修を受講しようとする者が認定資格研修の科目と同等以上の内容を放課後児童支援員等資質向上研修等において受講した場合には、実施主体の判断により、当該者が当該認定資格研修の科目を受講したこととみなすことができる。」といった、所謂「みなす仕組」を始めとする要件の緩和については、「全国共通の認定資格を付与する」という放課後児童支援員都道府県認定資格研修の趣旨を踏まえ、引き続き、取り入れないでください。
 - (4) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第3項第1号、2号、4号に該当する見込みのある者の受講枠を確保してください。
 8. 2020年度より開始された学童保育指導員の「資質向上研修事業」についてはその検証作業を行い、内容の向上および拡充を図る方向での改善を図ってください。「資質向上研修事業」の質の向上および拡充を図るため、引き続き、当連絡協議会と連携してください。

9. 2024 年度から、学童保育が東京都福祉サービス第三者評価の対象サービスとなることが予定されており、現在、共通評価項目等を検討する児童小ワーキングには、当連絡協議会からも委員として参加をさせていただいております。今後、評価者の学童保育に対する理解を深めるための研修等の企画や実施にあたっては、当連絡協議会と連携してください。

10. 学童保育の施設改善について、次のように要望します。

(1) 放課後の生活の場としての適正規模を守りながら、増え続ける学童保育への需要に応えるためには、学童保育の増設が必要です。東京都として、施設整備費を十分に確保するとともに、各区で活用されるように働きかけてください。

(2) 子どもの命と安全を守り、学童保育の役割を果たすためには、少なくとも「運営指針」において示された「1つの支援の単位はおおむね40名以下であること」「子ども一人当たり1.65㎡の面積が必要なこと」を実現するよう、各区に働きかけてください。

11. 保護者の就労を保障する開設日・開設時間、障害のある子どもの受け入れの促進と加配指導員の常勤化等、施策の前進を図るよう、各区に働きかけてください。学童保育への入所を希望する特別支援学校等の子どもの受け入れについては、各区において特段の対策を講じるよう働きかけてください。

12. 東京都が2022年度より新設した「学童クラブ待機児童対策提案型事業」のソフト面における各区からの提案については、待機児童の解消につながる施策であるかどうかだけでなく、学童保育を必要とする子どもにとっての「生活」の場の質の確保の観点からも検討してください。

以 上

2023年11月22日

東京都知事 小池百合子様

三多摩学童保育連絡協議会
会長 別府善智

2024年度の学童保育予算編成に関する要望書

日頃より、子育て交付金等の措置、認定資格研修の開催、待機児童対策の実施等、学童保育の向上のためにご尽力いただき、ありがとうございます。引き続き東京都子ども基本条例の「子どもを権利の主体として尊重し、子どもの最善の利益を最優先する」という基本理念のもと協働して参りたく、下記のとおり要望します。よろしくご回答をお願いします。

記

1. 児童一人当たり1.65平米以上の専用スペース確保、集団の規模40人以下という省令基準[※]の達成に向け、平時から計画的に施設の拡充・増設を支援願います。
※厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」
 - (1) コロナ下でほとんどの施設は省令基準を満たさず、「3密」のリスクに直面。保護者就労確保のために開所しながら、利用自粛を求める矛盾も。子どもたちの生活の場としても、社会・経済機能を維持するインフラとしても、適正規模の実現が必須。
 - (2) 独自解釈が事実上の大規模化の容認につながることはないよう、独自解釈を示している市に対しては正しい解釈のもとで運営がなされるよう働きかけてください。
2. 放課後児童支援員（以下「指導員」）が長く働き続けられる処遇改善を支援願います。
 - (1) 指導員には高度な専門性が要求されるにもかかわらず、生計を立てづらい給与水準に加え、特に雇用止めのある有期雇用では、将来に向けた生活設計ができず、なり手不足、早期離職の原因となっており、人材確保に向けた処遇改善が必須。
 - (2) 子どもを安全に受け入れるための準備時間についても指導員の勤務時間として認められるよう働きかけてください。
 - (3) 補助金確保とともに、人材育成・人材確保と認定資格研修などを確実に実施願います。研修は可能な限り対面で実施するとともに、内容については我々三多摩学童保育連絡協議会や東京都学童保育連絡協議会と連携してください。
3. 子どもたちに関わる議論では、権利主体として子どもたちの意見を取り入れてください。また、意見を聴きっぱなしにするのではなく、採否に関わらず結果をフィードバックし、意見が尊重されたと子どもたちが感じられるようにしてください。
4. ハンディキャップのある子どもが、自分の生活する地域で希望する施設を利用できるよう、ハード、ソフト両面で支援してください。本人を地域のつながりを強くするとともに、一緒に生活する周りの子どもたちがインクルーシブな気持ちを涵養できるようにしてください。

5. 「都型学童クラブ」補助制度の対象を民営施設に限らず全ての学童保育所としてください。
 - (1) 東京都のどの学童保育所でも保護者の労働時間と通勤時間を考慮した開所時間が設定される施策にしてください。
6. 東京都の責任として、毎日の継続した生活を保障する学童保育事業を充実させ、「放課後子供教室推進事業」やその他、子どもたちが地域で豊かに育つ様々な事業を展開してください。
 - (1) 子どもたちにとって安心安全に過ごせる場所をもっともっと充実すべきであり、学童保育と放課後子供教室はそれぞれの特長を活かしながら、それぞれの発展が求められます。
7. 多摩地域の学童保育が充実したものとなるよう、「放課後児童クラブ運営指針」について、行政、事業者、職員が理解を深め、この指針に沿った学童保育が実施されるように各自治体への働きかけてください。
 - (1) 保護者同士の連携を広げることは学童保育の使命の一つであり、一人ぼっちの子どもをなくすために一人ぼっちの子育てをなくすことが大切だということを強調してください。
 - (2) 第三者評価基準に省令基準や運営指針の内容を反映し、機会をとらえて関係者にリマインドさせるなど、積極的な啓発・浸透の取り組みをお願いします。
8. 各自治体の基準条例が省令基準より低い水準にならないよう働きかけてください。さらに、各自治体が財政的な理由で独自に水準を引き下げることなく、学童保育施策を充実できるように「子育て推進交付金」や、学童保育に使える補助金を大幅に増額してください。
9. 情報公開と市民参画
 - (1) 現在進められている様々な取り組みの進捗、昨今の送迎バスやプールでの事故等を受けて発信された安全管理に関する情報等を速やかに公開願います。
 - (2) 現在行われている第三者評価基準の検討に現職指導員をメンバーが参加していることに感謝いたします。学童保育の現場に関わる制度・計画を検討する場合には、引き続き保護者と指導員、そして子どもたちの意見を聴いてください。
 - (3) 運営主体が多様化する中で、第三者評価基準を積極的に活用して平準化に努めてください。また、子どもたちの育成環境を担保するために東京都が考えるあるべき姿を第三者評価基準に反映してください。

以上

連絡先：三多摩学童保育連絡協議会
住所：〒188-0004 東京都西東京市西原町 1-5-13-101
電子メール：info@santama-gakuho.org
ホームページ：https://www.santama-gakuho.org/

ホームページ



電子メール



令和5年11月22日

東京都知事 小池百合子様

特定非営利活動法人東京養育家庭の会
理事長 能登和子

令和6年度の施策及び要望書

平素より、社会的養護の下で暮らす子供たちの養育に関して、多大なる理解とご尽力を賜りまして、衷心より感謝申し上げます。

さて、国は、令和6年改正児童福祉法施行に向けた「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」に基づき、令和5年4月に内閣府の外局としてこども家庭庁が設置されました。

東京都におかれましても、改正児童福祉法実施に向けて、

- ① 児童相談所の体制強化では児童相談所職員の研修強化等の実施
- ② 社会的養育経験者への自立支援の取り組みとしてケアリーバー支援の充実
- ③ 児童への意見聴取については、東京都児童福祉審議会専門部会「児童相談所に関わる子供の意見表明等支援に関する検討委員会」を設置し検討などを、進めて頂いています。

昨年度は、長年に渡り要望書でも要請してまいりました、児童相談所所長様との懇談会をご開催くださり、大変有意義な意見交換ができましたこと、今年度もご計画いただきましたこと改めて御礼申し上げます。

さて、措置決定に重要な役割を担う子供担当福祉司の短期間での異動や虐待対応などで委託児への支援が十分行えない状況があります。フォスタリング機関の設置により里親委託等推進員がその一部を担うこととなっていますが、その機能も期待するほどに発揮できておりません。里親支援専門相談員との協働も進んでいない状況です。フォスタリング機関を含めたチーム養育体制の中でより良い里親子支援の実現に向けた体制づくりの強化を期待しているところであります。

また、東京都では令和7年度に都立児童相談所のフォスタリング機関設置が一応の完了となります。特定非営利活動法人東京養育家庭の会が受託しております里親研修事業は終了となる予定です。その後の受託事業の方向をお示しいただきますようお願いいたします。

【具体的要望内容】

1) 東京都養育家庭制度に対する要望

- ・里親登録更新時の研修を国の基準に則り、5年毎に見直してください。
- ・病院や学校での対応や警察署での突然の応対等、里親の身分を証明する必要性が多方面で見られます。従前は里親登録書や児童里親委託措置決定通知書等を提出してきましたが、常時携帯可能なカード型の「里親身分証明書」（仮の名称）の発行を希望します。
- ・修学旅行等宿泊を伴う学校行事において、現在の受診券を学校に提出することに抵抗を感じる里子があります。カード型被保険者証に準ずる受診券を作成してください。
- ・里親子サポートネットワーク、児童福祉法一部改正令和6年実施に向けた「ケアリーバー」「児童相談所が関わる子供のための意見表明等支援事業」など東京都では一部開始されている事業もありますが、里親に向けて十分に周知されていないのが現状です。東京養育家庭の会やフォスタリング機関での研修、「里親net」通信などあらゆる機会を通じて情報の周知を徹底してください。
- ・レスパイト・ケアについては現況、里親間のみが対象となっていますが、高年齢児においては里親間だけでは限界があります。児童養護施設などでもレスパイト・ケアができるよう対象範囲を広げてください。
- ・バディーチームや家事育児支援を利用したい里親は低年齢児を受託している家庭が多く、緊急を要する場面が多々あります。しかし現況は緊急時の使用が困難です。緊急時に対応可能な民間の事業所を里親自身が選択できるように変更してください。
- ・専門里親研修をできるだけ簡素化し、幅広い人材が登録できるように改善してください。

2) 児童相談所に対する要望

- ・児童相談所との連絡は電話以外のメール等も活用ができるようにしてください。
- ・一時保護委託は外出が許可されないため、翌日以降の衣類に困ります。急を要する事態ですので、最低でも1日分の衣類を児童相談所で用意して持たせてください。
- ・第二子以降における受託・措置変更・未委託家庭への対応など基準が明確ではありません。里親が求めた場合は納得できる丁寧な説明をお願いします。
- ・里父の単身赴任、里親の死別や離婚等による措置解除の事由が不明瞭です。納得できる説明や対応をお願いします。
- ・各々の児童相談所において、または里親子の状況によつての措置延長基準がまちまちで統一されていません。基準を明確に統一して里親子に提示した上で、運用してください。
- ・幼稚園・保育園・小学校・中学校・高等学校と、学校に児童相談所職員が訪問する際は、里子の現況把握において相応しい訪問時期を判断するためにも、里親との信頼関係構築のためにも、里親に事前連絡した上で、もしくは里親を同行して訪問してください。

3) 外国籍の里子についての要望

- ・外国籍の里子への身分保障として、委託後に日本国籍取得、入管手続き等を里親が行うのは困難です。児童相談所において国籍取得や手続き等を済ませた後に里親委託を進めてください。
- ・同様に、委託後の在留資格取得についても里親が行うのは多くの困難が生じるため、児童相談所が責任をもって行ってください。また更新料の支弁もお願いします。

4) 里子の委託費についての要望

- ・毎年提出している要望ですが、近年、発達に課題がある委託児が多くいます。しかし、幼児や小学生という低年齢時からの適切な対処により改善が見込まれることが十分に期待されます。そのために、発達に課題があると診断された委託児に対しては専門的な通塾を許可し塾代の支弁をお願いします。
- ・現況の幼児・小学生の多くは、いくつもの習い事をしています。里子においても成長の後押しの一環として習い事の費用の支弁をお願いします。
- ・高校生の塾代の負担が大きいため、特別育成費（補習費）の上限を増額してください。
- ・小学5年生の移動教室や中学2年生の宿泊行事は修学旅行と同額程度の費用が必要です。修学旅行以外の宿泊を伴う学校行事の実費支弁をお願いします。
- ・小学生・中学生は著しく成長する時期です。成長に伴う制服（小学校でも制服の学校があります）や体育着等の買い替え費用の支弁をお願いします。
- ・中学生・高校生の中途委託時の支度金を増額してください。
- ・愛の手帳や障害者手帳取得申請のための診断書費用の支弁をお願いします。
- ・高等学校や大学の入学選抜試験において、すべり止め受験を行い、その後に第1志望校に合格した場合、先行して支払ったすべり止め校の入学金は里親負担が現状です。1校分のすべり止め校受験を認めただうえで、2校までの入学金の支弁金額を算出してください。
- ・一般生活費は乳児以外、幼児から高校生まで同額です。高校生の一般生活費を増額してください。
- ・高校生は定期代が別途支弁されるようになって以来、特別育成費が月額定額支弁方式から学用品や通学用品、その他の学校で使用するものなど通学に関連する費用に限定された実費請求となりました。従前通り、月額定額支弁方式に戻してください。

5) その他

- ・購入時ポイントの扱いについて
昨今の買い物の支払いはクレジットカードやペイペイ払い等が増加し、そこには金額に応じた購入時ポイントが付与されます。現金支払いが減少した現状から、ポイント付与を許可し、立替金の精算時にポイントを差し引いての申請書類作成の手間を軽減してください。

以上

令和6年度
東京都予算等に対する要望書

公益社団法人 全日本不動産協会東京都本部

令和5年11月22日

東京都知事
小池百合子様

公益社団法人
全日本不動産協会東京都本部
本部長 中村裕昌
(公印省略)

令和6年度 東京都予算等要望書

公益社団法人 全日本不動産協会東京都本部は、令和6年度東京都予算等に対し、下記の通り要望を致しますので、その実現につきまして格段のご高配を賜ります様、よろしくお願い申し上げます。

令和6年度 東京都予算等に対する要望

1 都市整備の推進に関する要望

(1) 災害に強いまちづくりの推進について

近年、温暖化の影響により大規模な風水害などの災害が増加し、地震や火山噴火などの複合的に発生するリスクもあり、令和4年5月に東京都は「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表している。また、昨年12月には「TOKYO強靱化プロジェクト」を策定するとともに本年5月、東京都防災会議が策定する災害対策基本法に基づく地域防災計画（震災編）を修正している。

特に「TOKYO強靱化プロジェクト」の事業規模は2040年代までの総額で15兆円、今後10年間で6兆円という事業規模で都民の安全・安心を確保し、持続可能な強靱な首都東京を実現するためには、着実に実現することが求められているビッグプロジェクトとなっている。

安心・安全な首都東京を実現するためには東京都が主体となり、想定される大規模災害に備え、最新の耐震化・不燃化等の防災・減災対策を講じ、防災力の更なる強化のための施策を着実に実施するよう、国が責任を持って具体的な財政上の措置等を講じることなどを国へ働きかけるよう要望する。

また、広域的自治体である東京都としても、基礎的自治体である区市町村との役割分担のもと、区市町村が進める災害対策が実効性あるものとなるように一層の連携を図り、「TOKYO強靱化プロジェクト」を力強く実現するよう要望する。

(2) 無電柱化等のさらなる推進について

防災に強い「セーフシティ」の実現に向けて、これまで東京都は無電柱化の推進に取り組んできていると認識しているが、現在、都道の地中化率は約45パーセントの達成となっている。

都民の視点から、無電柱化は道路管理者の異同に関わらず国道や区市町村道も同様に推進されるべきであり、国道や特に防災生活道路等の防災に関わる区市町村道の無電柱化は、多くの時間と労力が必要な状況にある。

そのため、特に区市町村の道路管理者と連携して都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を図るために、都としてもこれまでの取り組みを継続するとともに、無電柱化を促進するためのさらなるコンパク

ト化などの技術開発の促進や電線管理者へ支援策の充実等について、国等の関係機関へも要望するなど無電柱化の一層推進を要望する。

2 住宅政策の推進に関する要望

(1) 住宅セーフティネット制度の普及促進に向けた支援について

東京都は、住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅（東京ささエール住宅）の登録促進を進めており、とりわけ要配慮者のみ入居可能な専用住宅については、令和4年3月に策定した東京都住宅マスタープランのなかで、2030年度末までの登録目標を3,500戸と設定し、昨年度末現在で684戸の登録となっている。目標達成のためには、不動産事業者を通じて貸主から制度の理解や協力を得ることが必須である。

そこで、東京都などにおいて、貸主等へ補助制度などのインセンティブを設けており、当団体においても、広報誌などにより会員向けのPRへの協力などを行っているものの、制度の理解や登録は十分には進んでいない。

その要因として、各種補助を活用して専用住宅に登録した場合、専用住宅として原則10年間維持する必要があることや礼金・更新料等を受領できないといった制約があることに加え、入居が要配慮者に限定されることによる空室リスクや、入居が決まったとしても入居後のトラブルに対する不安があることなど、貸主にとって本制度の魅力を感じられないことが考えられる。

当団体の要望を踏まえ、都では今年度から新たに経営者にとって分かりやすく魅力的な制度となるよう「東京ささエール住宅貸主応援事業」を、また住宅確保要配慮者にサブリースを行う居住支援法人等に対し、活動費や住宅の管理運営費の一部を直接補助する「東京ささエール住宅居住支援法人等応援事業」を開始し改善を図っているところである。

一方で国においては、住宅確保要配慮者の円滑な住まいの確保や住宅政策と福祉政策が一体となった居住支援機能等のあり方など、制度の改善に向けた議論が始まったところである。

こうした状況を踏まえ、都としては国の制度改善の議論が現場の実態を踏まえたものとなるよう働きかけるとともに、国の制度改善の方向性を踏まえながら、居住支援のさらなる充実などに取り組むことを要望する。

(2) 「東京こどもすくすく住宅認定制度」の普及促進に向けた支援について

望む人誰もが安心して子供を産み育てやすい社会を実現するためには、子育てに適した住宅の供給が急務である。

東京都は、従前の認定制度を再構築した「東京こどもすくすく住宅認定制度」を本年4月から開始し、併せて認定住宅の整備費に対する都による直接補助制度を創設して、認定住宅の供給の促進を図っているところである。今後は本制度の認知度を高め、こうした認定住宅の供給を都内全域で加速させていく必要がある。

一方で、従前の認定制度においては、新築住宅における認定実績が多数を占めていたことから、今後、新たな制度が幅広く認知され活用されていく上では、既存住宅に対する取組を積極的に進めていくことが不可欠である。

本制度は、既存賃貸住宅の貸主にとってメリットの大きい制度であり、そうした住宅が子育てに配慮された認定住宅となっていくことは、望む人誰もが安心して子供を産み育てやすい社会の実現にとって非常に有意義であり、国においてもこども・子育て政策の強化を打ち出す中で、東京都が率先して子育てに適した住宅の供給を進めることは極めて重要である。

そこで、本年に創設された整備費に対する都による補助制度を活用した取り組みが次年度以降も着実に取り組めるよう、その需要に対応した措置を十分に講じるとともにより多くの事業者に対し、本制度の認知度を向上させるための啓発活動について都に要望する。

(3) 省エネ・再エネ住宅の普及促進について

東京都では、2030年までに温室効果ガス排出量を50%削減するカーボンハーフの実現に向けて、住宅関係団体と連携して省エネ再エネ住宅の普及促進を進める「東京都省エネ・再エネ住宅推進プラットフォーム」を設立し、情報共有・普及啓発を行っている。加えて都では、環境確保条例改正による太陽光発電設備設置の義務化がするなど、住宅分野において省エネ・再エネの取組を加速化している。

また、国は建築物省エネ法を改正し、2025年を目途に全ての新築住宅について省エネ基準への適合を求めることとなった。建築物省エネ法改正では、建築物の販売・賃貸事業者による省エネ性能表示の努力義務が定められた。

宅地建物取引業者には、省エネ・再エネ性能表示の努力義務は課されないものの、昨今の光熱費の高騰などから、消費者の省エネ・再エネの関心が高まり説明を求められる機会が増えると想定される。

上記の法令や条例の大幅な改正について当団体の会員の理解が深まるよう、昨年度に引き続き省エネ・再エネ住宅に関する動画を作成し、会員を対象とした研修を実施してもらいたい。

(4) 既存住宅流通の活性化に向けた取り組みについて

東京都は、令和4年3月に改定した「東京都住宅マスタープラン」において、目標の1つに「良質な住宅を安心して選択できる市場環境の実現」を掲げ、既存ストックの有効活用を図っていくこととしている。

さらに、令和5年3月に策定した「東京における空き家施策実施方針」においても、空き家施策における視点の一つに「既存住宅市場での流通促進」を掲げ、住宅ストックの質の向上及び住宅に係る取引の安全・安心の確保を図ることとしている。

既存住宅を、消費者が安心して選択できるような魅力あるものにしていくためには、新築時から維持管理期、売買時までの全体を通じて住宅の品質及び性能が確保され、取引時にそれらが明らかになり、その価値が適切に評価されるような市場の形成が必要である。

都は、当団体からの要望を踏まえ、今年度から新たに、既存住宅を良質な住宅に改修して適正な評価の下で流通させる取組を行う民間事業者に対し仕組みの構築費や改修費の一部を直接補助する既存住宅流通促進民間支援事業を開始しているが、既存住宅市場の活性化のためには、モデル的な取組事例を広く普及させていく仕組みづくりが必要である。

以上のことから、国においても本年度から、新たに地域金融機関に対し、リフォームによる価値向上を反映した担保評価モデルの構築を促す取組が開始されているところであり、都としても引き続き、既存住宅が適切な評価の下で取引されるよう国に働きかけること、及び既存住宅流通促進民間支援事業の実施状況を踏まえ、国の動向や他の自治体における取組事例を参考としながら、東京の実情に合わせた既存住宅の流通促進を図るための有効な施策について幅広く検討することを要望する。

また、空家等対策の推進に関する特別措置法が一部改正され、放置すれば特定空家等となるおそれのある管理不全空家等の所有者等に対し、区市町村が基本指針に即した措置を指導・勧告できる制度などが創設された。

これらの制度の運用により、これまで放置されていた空き家の所有者が、修繕のうえでの賃貸や、売却等による処分を考える契機となり、既存住宅の流通促進に繋がることが考えられるため、都としても区市町村において運用が適切になされるよう、積極的に働きかけることを要望する。

(5) 宅地建物取引業免許等申請手続のデジタル化について

東京都では、令和4年3月に策定した、「東京都住宅マスタープラン（2021-2030）」で「宅地建物取引業免許や宅地建物取引士資格登録などの申請等手続について、申請者の事務負担の軽減、利便性の向上と行政事務の効率化を図るため、国等との調整を図りながらデジタル化を推進する」としている。

一方、国土交通省においても、令和5年度予算決定概要の中で、「国民生活の利便性向上を図る観点から、国民・事業者向けの行政手続のオンライン化と業務の効率化・デジタル化に両輪で取り組み、デジタル・ガバメント確立に向けた国土交通行政のデジタル化を強力に推進するとし、宅地建物取引業においても免許申請等手続きのオンライン化を推進する」としているところである。

大臣免許、知事免許及び宅地建物取引士登録は、我々不動産業団体の会員企業の業務に密接に関係し、不可分の手続である。今般、国がこれらの手続きについて一体的に電子申請システムの構築に取り組むと聞いているが、システム構築に当たっては、不動産業団体や会員企業の意見をしっかりと吸い上げ、申請等様式及び添付書類の簡素化など、利便性をより高めると同時に成りすまし防止を図り安全安心なシステム構築を同時期に開始できるよう、国へ働きかけるよう要望する。

3 中小不動産業者への支援策に関する要望

(1) セーフティネット保証第4号に係る指定期間の延長と適用条件の緩和について

令和2年から始まった新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証制度4号（突発的災害）（中小企業信用保険法第2条第5項第4号、以下「4号」という。）の指定期間の3か月単位の延長により指定期間が令和5年9月30日まで延長されている。新型コロナウイルス感染症は5類に移行したとはいえ、依然として収束の兆しが見られない状況である。そのため、当面の間は指定期間の継続的な延長措置を講じられたい。

また、ほぼ全業種が対象となっている4号の特色である保証率100%の維持を継続され、さらなる認定基準の緩和と審査期間の短縮等、申請希望者がワンストップで行えるよう、中小企業者を救済するための強固な支援策構築をお願いしたい。

(2) セーフティネット保証第5号に係る保証料率の引き上げについて

セーフティネット保証第5号の現在の保証割合は平成30年4月より、従来の100%から80%に引き下げられている。国や都は設備投資や販路開拓等、運転資金の一端とすべく多岐にわたる経営支援策を打ち出しているが、中小不動産業者が取り巻く環境は依然として厳しく、未だ困難な経営判断を求められている。

このような現状を鑑み、資金繰りに窮する中小企業を救済する本来の目的を再考し、経営改善や事業転換等に円滑に着手できるよう、現状の保証割合を100%に引き上げ融資を受けやすくするとともに、他の適用条件についても緩和措置の継続を求めることを強く要望する。